

日病会発第 174 号
ドック会発第 450 号
平成 27 年 12 月 15 日

日本人間ドック学会
会員施設（健診実施機関） 各位

一般社団法人 日本病院会
会 長 堺 常雄
公益社団法人 日本人間ドック学会
理事長 奈良 昌治
＜公印省略＞

平成 28 年度／特定健診・特定保健指導の集合契約について
—“契約参加のための委任状（・集合契約登録情報変更届）”
または“2 年度連続参加についての辞退届”のご提出について—
＜ご確認のお願い＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は当法人諸事業にご支援ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、平成 20 年度より特定健診・特定保健指導の集合契約を実施しているところでありますが、本契約は単年度契約を原則としているため、今般、平成 28 年度分の契約につきましてあらためて貴施設の参加意思を確認させていただきたくご連絡いたします。

別紙の依頼概要（特に回答方法）や契約参加条件などご確認のうえ、ご返送をお願いいたします。

また本送付にあたっては、私ども両法人等の会員管理において、両法人に加入している施設等の重複登録を整理したうえで実施しているところですが、場合によっては、確認漏れにより重複して送付される可能性もございますので、その点予めご了承いただきたくよろしく願いいたします。仮に重複して送付された場合には、ドック学会会員を優先して回答願います。（委任状提出は 1 機関 1 通）

敬具

添付資料

- 依頼概要
- 平成 28 年度の予定契約内容の概要
- 契約参加条件
- 委任状（裏面は「辞退届」）
- 委任状記入例
- 電話番号統一に関するご協力のお願い
- 委託契約書（案）＜健康保険組合連合会版＞
- 集合契約登録情報変更届（更新施設のみ）

依頼概要 (1/2)

1.依頼内容 日本病院会／日本人間ドック学会がとりまとめる特定健診・特定保健指導の集合契約（以下、集合契約A）の平成28年度契約への参加有無の意思確認に伴う委任状等の提出

2.回答期限 平成28年1月18日（月）必着 ※ご郵送ください

3.回答方法

●下記より貴施設が該当するものを選び、その回答方法に従って回答し返送書類のみをご郵送ください。

平成28年度 の意思	平成27年度 の状況	回答方法	返送書類
平成28年度 の集合契約 Aに 参加する	平成27年度 の集合契約 Aに参加 ※2	①27年度より、継続参加施設 ※1 ・「委任状」に必要事項を記入 注) 委任状に整理番号を記載してください （整理番号は送付封筒表面および集合契約登録情報変更届左上に記載されているので参考のこと） ・「集合契約登録情報変更届」を記入 ⇒変更がない場合もその旨の記載箇所あり	・委任状 ・変更届
	平成27年度 の集合契約 Aに不参加 ※2	②28年度より、新規参加施設 ・「委任状」に必要事項を記入 注) 委任状に整理番号を記載してください （整理番号は送付封筒表面および集合契約登録情報変更届左上に記載されているので参考のこと）	・委任状
平成28年度 の集合契約 Aに 参加しない	平成27年度 の集合契約 Aに参加 ※3	③辞退施設 ・「辞退届（委任状の裏面）」に必要事項を記入 注) 辞退届に整理番号を記載してください （整理番号は送付封筒表面および集合契約登録情報変更届左上に記載されているので参考のこと） 注) その他の書類は破棄してください	・辞退届
	平成27年度 の集合契約 Aに不参加	④不参加施設 ・ <u>回答必要なし</u> 全般、書類は破棄してください	不要

※1：継続参加でも単年度契約のため必ず委任状等が必要になります。

※2：同封の別紙「集合契約登録情報変更届」には、平成27年度集合契約Aに参加の機関については、平成27年度の登録内容（健診・保健指導機関番号や実施機関名など）を印字していますので、現況確認においてご参考ください。

※3：「辞退届」について：今回のご案内では、平成27年度集合契約A参加の機関のうち平成28年度集合契約Aは不参加とする機関に対して、集合契約Aの“2年度連続参加についての「辞退届」”の記載・回答を求めています。（仮に辞退届が提出されなくても、委任状が提出されない限り正式な契約参加登録はいたしません、より正確な機関情報把握のための提出依頼とご理解ください）

貴施設が該当する回答方法通りに回答されない場合、契約登録が正しく行われな可能性がりますのでご注意ください。

依頼概要 (2/2)

4.送付先 102-0075
東京都千代田区三番町 9-15 ホスピタルプラザビル 1F
日本人間ドック学会 「集合契約担当」宛
tel : 03-3265-0079 e-mail : info@ningen-dock.jp

5.集合契約参加（予定）の代表保険者

健康保険組合連合会、共済組合連盟（国家公務員共済組合）、地方公務員共済組合協議会（地方公務員共済組合）、日本私立学校振興・共済事業団、全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、全国歯科医師国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険組合、岡山県建設国民健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）＜旧政管健保＞宮城県、福島県、岩手県

*今年度同様、各保険者により HbA1c が必須か否か、眼底検査の片眼、両眼についての若干の差異は生じる予定、また全国土木建築国民健康保険組合は特定健診のみの委託予定

6.その他留意点（再掲含む）

- 本集合契約参加に伴い発生する本学会が請求する新規費用はありません。（学会の会員費は除く）
- 前項目「3.回答方法」の②新規参加施設に該当する機関へは、施設の詳細情報を入力いただくデータ（excel）をメール添付にて後日送付しますので、ご記入いただき、ご返送ください。
- 「集合契約登録情報変更届」（以下、登録情報変更届）について
 - 前項目「3.回答方法」の①継続参加と③辞退施設に該当する機関については、平成 27 年度の登録内容を印字していますので、現況確認においてご参考ください。
- 前項目「3.回答方法」の③辞退施設に該当する機関は「辞退届」の回答をお願いしています。（仮に辞退届が提出されなくても、委任状が提出されない限り正式な契約参加登録はいたしません
が、より正確な機関情報把握のための提出依頼とご理解ください）
- 前項目「3.回答方法」の①継続参加施設に該当する機関のうち、機関によっては、委任状の記載内容と登録情報変更届の記載内容が重複することになりますが、より正確な機関情報把握のための提出依頼とご理解ください。

●委任状の記載内容と登録情報変更届の記載内容に差異が生じないようにご注意願います。

（差異が生じる例：委任状では特定健診・特定保健指導全般を受託する記載内容だが、登録情報変更届では特定健診のみを受託するとの内容 など）

仮に差異が生じた場合は、原則、登録情報変更届の記載内容を優先して登録いたしますので予めご了承ください。

●他団体の集合契約 A に重複して参加する場合は、実施機関名、電話番号、受託業務等に差異がないようにしてください。（同じ内容にしてください）

以上

平成 28 年度の契約内容の概要（予定）

1. 特定健診

- ・法定の基本健診および詳細健診
(健保連等は HbA1c は必須、保険者によりこの点の差異はあり)

2. 特定保健指導

- ・国の標準プログラムに則った支援形態
 - 動機付け支援
初回面接（個別支援またはグループ支援 1 回）、6 か月後の評価
対象者個々に合った内容で、わかりやすく質の高いシート等資料の配布
 - 積極的支援
初回面接および「個別支援またはグループ支援を 1 回以上」、継続支援形態は電話、メール・手紙・FAX 等（最低要件 180 ポイント以上※）、6 か月後の評価
※支援 A の方法で 160 ポイント以上、支援 B の方法で 20 ポイント以上、もしくは支援 A の方法のみで 180 ポイント以上の支援を実施すること

3. 料金

区分		平成 28 年度 1 人当たり 委託料単価 (税込)
特定健診・基本項目		7,020 円
特定健診・詳細項目	貧 血	238 円
	心電図	1,404 円
	眼 底	1,210 円
特定保健指導 (動機付け支援)		7,560 円
特定保健指導 (積極的支援)		23,760 円

※料金において 27 年度からの変更はありません

以上

契約参加条件

※必ずご一読ください

- 日本病院会または日本人間ドック学会の（施設）会員であること
- 厚生労働省の示す「標準的な健診・保健指導プログラム」（改訂版）および「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」のルールに基づけることができること
- 厚生労働省の示す委託基準を遵守していること
- 特定健診で集合契約参加をする場合、特定健診・詳細項目 3 項目についてはすべて実施できること（自施設で実施、再委託いずれでもよいが、すべて実施できること）
- 本集合契約は単年度契約であり、年度途中の辞退は認められないことを了承していること
- 集合契約 A タイプ（本契約）の料金、内容、趣旨（特定健診・特定保健指導の受診機会の確保、地域限定などではない意味でのフリーアクセス、施設型を対象<巡回型は個別契約の対象で集合契約 A の対象ではないこと>、通年実施）を理解していること
- 集合契約 A と、さらに集合契約 B（貴施設が所在する各都道府県に設置の保険者協議会が契約相手先／おもに地区医師会がとりまとめ機関）にも参加する場合、契約書条文に則って、必ず何れか低い健診料金等で実施すること（A、B 両方契約した場合<契約相手先の保険者との契約が複数の場合>、実施内容が同一であれば契約単価の安い方が適用されることが契約条文にあることを理解すること）
- 集合契約 B にも参加の場合、上記のケースなど含め、受診者には集合契約 A か B のどちらかを滞りなく実施できること（健診等実施から請求・決済・受領等の全般において）
- システム対応が整っており、国で定める標準的な電子的様式（XML 形式）にて特定健診・特定保健指導結果および決済データを送付（送信）できること（自施設で対応、外注いずれでもよいが、最終的に送付（送信）できること）
- 平成 28 年度新規参加の施設（平成 27 年度は本集合契約 A に不参加）
<＝別紙、依頼概要の項目「2. 回答方法」の②新規参加施設に該当する機関>に限っては、本学会よりメール送信（または郵送）する、施設の詳細情報を入力いただくデータ（excel）を必ず返送すること

- 受診者が平成 27 年度の特定健診等を他の機関で受けた場合でも、28 年度の特定健診を実施することが可能なこと
- 特定保健指導の場合、受診者が他の機関で特定健診を受けた場合でも、特定保健指導を実施することが可能なこと

↳ 昨年度受診予約を断られたという契約保険者からのクレームが多数寄せられましたので、再度ご確認ください。